

別表1

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

情報提供ネットワークシステムを使用して提供する提供先一覧

提供先No.	提供先	法令上の根拠	提供先における用途
1	厚生労働大臣	番号法別表第二の1の項	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	全国健康保険協会	番号法別表第二の2の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
3	健康保険組合	番号法別表第二の3の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
4	厚生労働大臣	番号法別表第二の4の項	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
5	全国健康保険協会	番号法別表第二の6の項	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
6	都道府県知事	番号法別表第二の9の項	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
7	都道府県知事	番号法別表第二の11の項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
8	市町村長	番号法別表第二の13の項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
9	都道府県知事又は市町村長	番号法別表第二の18の項	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
10	市町村長	番号法別表第二の25の項	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
11	市町村長	番号法別表第二の32の項	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
12	都道府県知事	番号法別表第二の34の項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
13	都道府県知事等	番号法別表第二の37の項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
14	市町村長	番号法別表第二の38の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
15	都道府県知事	番号法別表第二の39の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの

16	厚生労働大臣又は共済組合等	番号法別表第二の40の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
17	社会福祉協議会	番号法別表第二の41の項	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
18	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	番号法別表第二の42の項	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
19	日本私立学校振興・共済事業団	番号法別表第二の47の項	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
20	厚生労働大臣又は共済組合等	番号法別表第二の48の項	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
21	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	番号法別表第二の49の項	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの
22	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	番号法別表第二の51の項	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの
23	国家公務員共済組合	番号法別表第二の53の項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
24	国家公務員共済組合連合会	番号法別表第二の54の項	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
25	市町村長又は国民健康保険組合	番号法別表第二の56の項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
26	厚生労働大臣	番号法別表第二の62の項	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
27	市町村長	番号法別表第二の67の項	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
28	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	番号法別表第二の68の項	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
29	都道府県知事等	番号法別表第二の73の項	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
30	地方公務員共済組合	番号法別表第二の75の項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
31	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	番号法別表第二の76の項	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
32	市町村長	番号法別表第二の78の項	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
33	市町村長	番号法別表第二の79の項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの

34	都道府県知事	番号法別表第二の80の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの
35	都道府県知事又は市町村長	番号法別表第二の81の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
36	都道府県知事等	番号法別表第二の82の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
37	厚生労働大臣又は都道府県知事	番号法別表第二の83の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
38	都道府県知事等	番号法別表第二の84の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
39	市町村長	番号法別表第二の89の項	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
40	厚生労働大臣又は都道府県知事	番号法別表第二の90の項	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
41	市町村長（児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。）	番号法別表第二の97の項	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
42	後期高齢者医療広域連合	番号法別表第二の104の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
43	厚生労働大臣	番号法別表第二の108の項	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
44	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	番号法別表第二の114の項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
45	都道府県知事等	番号法別表第二の116の項	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
46	厚生労働大臣	番号法別表第二の121の項	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
47	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	番号法別表第二の122の項	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
48	市町村長	番号法別表第二の124の項	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの

49	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	番号法別表第二の130の項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
50	厚生労働大臣	番号法別表第二の134の項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
51	農林漁業団体職員共済組合	番号法別表第二の135の項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付（同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。）若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
52	独立行政法人農業者年金基金	番号法別表第二の137の項	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年
53	独立行政法人日本学生支援機構	番号法別表第二の140の項	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
54	厚生労働大臣	番号法別表第二の141の項	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
55	都道府県知事又は市町村長	番号法別表第二の142の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
56	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	番号法別表第二の147の項	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
57	厚生労働大臣	番号法別表第二の148の項	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
58	平成二十三年法律第五十六号附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会	番号法別表第二の149の項	平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
59	市町村長	番号法別表第二の151の項	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
60	厚生労働大臣	番号法別表第二の152の項	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
61	都道府県知事	番号法別表第二の155の項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
62	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等	番号法別表第二の157の項	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの

別表2

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

移転先一覧

移転先No.	移転先	移転先における用途	移転する情報の対象となる本人の数	移転方法	時期・頻度
1	国保年金課	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	10万人以上100万人未満	庁内連携システム	随時
2	国保年金課	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	1万人以上10万人未満	庁内連携システム	随時
3	国保年金課	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収に関する事務	1万人以上10万人未満	庁内連携システム	随時
4	国保年金課	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務	1万人以上10万人未満	庁内連携システム	随時
5	国保年金課	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務	1万人未満	庁内連携システム	随時
6	健康推進課	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務	10万人以上100万人未満	庁内連携システム	随時
7	保健予防課	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務	10万人以上100万人未満	庁内連携システム	随時
8	保健予防課	母子保健法による養育医療に要する費用の徴収に関する事務	1万人以上10万人未満	庁内連携システム	随時
9	感染症対策課	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務	1万人未満	庁内連携システム	随時
10	感染症対策課	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則（平成11年4月1日 東京都規則第112号）による結核患者の医療費の助成に関する事務	1万人未満	庁内連携システム	随時
11	保健予防課	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付（育成医療・精神通院）の支給に関する事務	1万人未満	庁内連携システム	随時
12	碑文谷保健センター	母子保健法による養育医療に要する費用の徴収に関する事務	1万人以上10万人未満	庁内連携システム	随時
13	碑文谷保健センター	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付（育成医療・精神通院）の支給に関する事務	1万人未満	庁内連携システム	随時
14	介護保険課	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務	10万人以上100万人未満	庁内連携システム	随時
15	介護保険課	介護保険法による保険給付の支給の対象となるサービスに係る利用者負担額又は同法による地域支援事業に係る利用料の軽減に関する事務	1万人以上10万人未満	庁内連携システム	毎月1回

16	高齢福祉課	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務	1万人未満	庁内連携システム	随時
17	障害者支援課	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービス提供に関する事務	1万人未満	庁内連携システム	随時
18	障害者支援課	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務	1万人未満	庁内連携システム	随時
19	障害者支援課	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務	1万人未満	庁内連携システム	随時
20	障害者支援課	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務	1万人未満	庁内連携システム	随時
21	障害者支援課	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給の実施に関する事務	1万人未満	庁内連携システム	随時
22	障害者支援課	東京都重度心身障害者手当条例による重度心身障害者手当の申請の受理に関する事務	1万人未満	庁内連携システム	随時
23	障害者支援課	目黒区心身障害者福祉手当条例による心身障害者福祉手当の支給に関する事務	1万人未満	庁内連携システム	随時
24	障害者支援課	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する事務	1万人未満	庁内連携システム	随時
25	障害者支援課	心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和49年3月東京都条例第20号）による医療費の助成に関する事務	1万人未満	庁内連携システム	随時
26	障害者支援課	心身障害者等に対する福祉タクシー利用券の交付に関する事務	1万人未満	庁内連携システム	随時
27	障害者支援課	心身障害者等に対する自動車の燃料費の助成に関する事務	1万人未満	庁内連携システム	随時
28	生活福祉課	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給又は徴収金の徴収に関する事務	1万人未満	庁内連携システム	随時
29	生活福祉課	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務	1万人未満	紙	随時
30	生活福祉課	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知）」による保護の実施に関する事務	1万人未満	庁内連携システム	随時
31	子育て支援課	児童扶養手当法による児童扶養手当の認定の請求、額の改定の請求、支給停止に関する届出、一部支給停止の適用除外の届出、所得状況の届出、現況の届出又は障害の状況の届出に関する事務	1万人未満	庁内連携システム	随時

32	子育て支援課	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による、特別児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務、手当の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務、届出に係る事実についての審査に関する事務	1万人未満	庁内連携システム	随時
33	子育て支援課	児童手当法による児童手当又は特例給付の認定の請求又は現況の届出に関する事務	1万人以上10万人未満	庁内連携システム	随時
34	子育て支援課	目黒区児童育成手当条例及び同施行規則による児童育成手当の認定の請求、額の改定の請求、資格喪失に関する届出、現況の届出又は障害の状況の届出に関する事務	1万人未満	庁内連携システム	随時
35	子育て支援課	目黒区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び同施行規則によるひとり親家庭等医療費助成制度の認定の請求又は同条例に基づく届出に関する事務	1万人未満	庁内連携システム	随時
36	子育て支援課	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務	1万人未満	庁内連携システム	随時
37	子ども家庭支援センター	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務（負担能力の認定、費用の徴収）	1万人未満	庁内連携システム	随時
38	子ども家庭支援センター	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務	1万人未満	庁内連携システム	随時
39	保育課	児童福祉法による保育所における保育の実施に関する事務（負担能力の認定、費用の徴収）	1万人未満	庁内連携システム	随時
40	保育課	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	1万人未満	庁内連携システム	随時
41	保育課	目黒区立保育所条例第11条第3項に規定する時間外保育料の額の決定に関する事務	1万人未満	庁内連携システム	随時
42	保育課	目黒区立保育所緊急一時保育事業実施要綱による緊急一時保育の利用料金の減額又は免除の申請に係る事実についての審査に関する事務	1万人未満	庁内連携システム	随時
43	臨時給付金課	公金受取口座登録法第10条の内閣総理大臣が指定する公的給付（目黒区住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務）	1万人以上10万人未満	庁内連携システム	随時
44	臨時給付金課	公金受取口座登録法第10条の内閣総理大臣が指定する公的給付（目黒区電力・ガス食料品等価格高騰緊急支援給付金に関する事務）	1万人以上10万人未満	庁内連携システム	随時
45	臨時給付金課	公金受取口座登録法第10条の内閣総理大臣が指定する公的給付（目黒区住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金に関する事務）	1万人未満	庁内連携システム	随時